

一般職試験（高卒者試験）の受験資格のうち、(2)「最高裁判所が(1)に掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とします。

① 試験年度の4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して2年以上5年未満の者であって、(1)に該当しないもの

② 試験年度の4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して5年を経過した者であって、次に掲げるもの
イ 学校教育法に基づく高等専門学校の第3学年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

ロ 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学したことがある者であって、試験年度の4月1日において、大学に入学した日の翌日から起算して2年を経過していないもの

ハ 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

ニ 学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過し

ていないもの及び試験年度の３月３１日までに当該課程を修了する見込みがある者

ホ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

ヘ 独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、試験年度の４月１日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月３１日までに当該本科を卒業する見込みがある者

③ 外国において学校教育における１２年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び外国において試験年度の３月３１日までに当該課程を修了する見込みがある者

④ 昭和２３年文部省告示第４７号第２０号から第２２号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

⑤ 昭和２３年文部省告示第４７号第２３号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる１２年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月３１日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑥ 昭和５６年文部省告示第１５３号第１号に規定する検定に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該検定に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの、同告示第２号から第４号までに規定する課程を修了した者であって、試験年度の

4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年
を経過していないもの及び試験年度の3月31日までに当該課程
を修了する見込みがある者

(注) 試験年度とは、第1次試験の日の属する年度（4月1日から
翌年3月31日まで）をいいます。